

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

SEPTEMBER 2020  
 VOL.626

# 9



水玉(彼岸花:茂木町)

写真提供者:水戸市 萩谷 廣和 氏

## ●2020 9月号 CONTENTS●

令和2年度 全国労働衛生週間実施要綱……………2	令和元年 監督指導の実施結果……………12
全国労働衛生週間に向けて取り組む皆様へ……………5	就業環境整備改善支援セミナー……………13
9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です……………6	労働保険料の口座振替納付日変更のお知らせ……………13
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です……………7	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………14
職場におけるハラスメント防止対策が強化されました……………8	外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内……………15
安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか……………9	県内の労働災害発生状況速報……………15
医療スタッフがいきいき働く職場を目指しましょう……………10	死亡災害発生状況……………15
年次有給休暇の年5日の時季指定が義務化されました……………11	講習会のご案内……………16
「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイス……………11	



## 令和2年度(第71回)全国労働衛生週間スローガン

## 『みなおして 職場の環境 からだの健康』

準備期間9/1～9/30 本週間10/1～10/7

## 令和2年度 全国労働衛生週間 実施要綱

## 1.趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている(平成30年労働安全衛生調査(実態調査))。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、年間500件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっている。また、有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしている。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間900人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。このため、石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化することとしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集空間(多くの人が密集している)、③密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のも

と、全国労働衛生週間を実施することとする。

## 2.スローガン

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

## 3.期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4.主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5.協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6.協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7.実施者

各事業場

## 8.主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9.協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10.実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項  
ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視  
イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示  
ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰  
エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施  
オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項  
下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。  
ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
  - b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
  - c 労働安全衛生法に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
  - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 自殺予防週間(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
  - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
- 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置を実施
- a 事業者による高齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
  - b 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
  - c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
  - d 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断の確実な実施。また、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
  - e 高齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底(非製造業業種を含む)
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
  - c SDSにより把握した危険有害性に基づきリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減

- や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底(特に、事前調査の徹底、労働基準監督署に対する届出の徹底、隔離・湿潤化の徹底、呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進、作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底、石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底、健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進)及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
  - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底(貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。)
    - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
    - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
    - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
    - (d) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
  - c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
    - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
    - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合(不明な場合を含む。)における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
  - d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
    - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
    - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ) 受動喫煙対策に関する事項
- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(令和元年7月1日付け基発0701第1号)に基づき、以下の職場における受動喫煙防止対策を実施
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度(専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の

- 設置等に係る費用の助成)の活用
- (キ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項  
「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成31年3月28日付け基発0328第29号、健発0328第1号、職発0328第32号)に基づき、以下の事業場の環境整備を推進
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ク) その他の重点事項
  - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進  
腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に基づく以下の対策の実施
    - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
    - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む。)の実施
    - (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
    - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
  - b 「STOP! 熱中症 ケールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
    - (a) WBGT値(暑さ指数)の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
    - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
    - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
    - (d) 救急措置の事前の確認と実施
  - c 事務所や作業場における清潔保持  
労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則に基づく便所や休養室等の設置
- イ 労働衛生3管理の推進等
  - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
    - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
    - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
    - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
    - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
    - e 現場管理者の職務権限の確立
    - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
  - (イ) 作業環境管理の推進
    - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
    - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
    - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
  - (ウ) 作業管理の推進
    - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
    - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
    - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
  - (エ) 健康管理の推進

- 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)として、以下の事項を重点的に実施
  - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ) 労働衛生教育の推進
  - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (ク) 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、以下の取組を実施
  - a 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があることから、新しい生活様式の趣旨や必要性について、専門家会議で示された「新しい生活様式(生活スタイル)の実践例」等を活用した労働者への周知
  - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- ウ 作業の特性に応じた事項
  - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底
    - a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)としての次の事項を重点とした取組の推進
      - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
      - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
      - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
      - (d) じん肺健康診断の着実な実施
      - (e) 離職後の健康管理の推進
    - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
  - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底
  - (ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
  - (エ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
  - (オ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
  - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
    - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
    - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
  - (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(平成24年8月10日付け基発0810第1号)」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底



～ 全国労働衛生週間に向けて取り組む皆様へ ～

## 新型コロナウイルス感染症対策について、 十分留意しながら実施するようお願いします。

○令和2年度全国労働衛生週間(以下「衛生週間」という。)は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いいたします。

衛生週間 10月1日(木)から10月7日(水)まで  
準備期間 9月1日(火)から9月30日(水)まで  
スローガン みなおして 職場の環境 からだの健康

次の「3つの密」を避けることを徹底し、  
衛生週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)
- ②密集場所(多くの人々が密集している)
- ③密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

○衛生週間実施要綱の10で、衛生週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。特に、実施事項の中には、「職場巡視」、「講演会や職場見学等の開催」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。例えば、「多数が参加する職場巡視、講演会や職場見学等社内行事の中止、延期又は開催見直し、参加者の限定」、「テレビ会議等の積極的な活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。なお、衛生週間実施要綱は、次のURLから閲覧することができます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000645836.pdf>

○職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを活用ください。なお、チェックリストは、次のURLから閲覧することができます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf>



# 9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です!

## 茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、粉じん障害防止対策を推進するため、平成30年4月から令和5年3月までの5か年計画とする「第9次粉じん障害防止総合対策」を策定し、事業者が特に実施すべき措置として、「粉じん障害を防止するための事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)を示しました。また、9月の全国労働衛生週間準備期間は、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策の徹底を図ることとしております。なお、本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

### 【重点事項】

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業、アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) 石材等産地形成地区における岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (4) (1)から(3)までを除く特定粉じん発生源に係る粉じん障害防止対策
- (5) 呼吸用保護具の使用を徹底及び適正な使用を推進
- (6) じん肺健康診断の着実な実施
- (7) 離職後の健康管理を推進

各団体では、月間中に粉じんの有害性や粉じん障害防止対策への意識を高揚させるため、会員事業場の安全衛生パトロールを実施することや会員事業場の講ずべき措置の実施状況を自主点検すること等各種行事を開催し、粉じん障害防止の効果的な推進を実施するとともに、各事業場では、月間中に以下の取組をお願いします。

### 【月間中の主な取組事項】

#### 1 労働衛生管理体制の確立

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、保護具着用管理責任者を選任し、職務の確実な実施。衛生委員会を開催し、粉じん対策を徹底。

#### 2 「粉じん対策の日」の設定

「粉じん対策の日」を定め、呼吸用保護具・局所排気装置等を点検、たい積粉じん除去のための清掃等を集中的に実施。

#### 3 粉じん発散の防止

局所排気装置等による換気の確保、定期自主検査に基づく補修を実施。

#### 4 粉じん吸入の防止

岩石等の裁断・研磨・粉碎、アーク溶接、金属の研磨、ずい道等建設工事等における高性能な電動ファン付き呼吸用保護具を着用及びその適切な使用を徹底。

#### 5 作業環境測定の実施等

作業環境測定結果の評価に基づいた設備及び環境等の改善を実施。

#### 6 じん肺健康診断及び事後措置の実施

就業時や定期のじん肺健康診断を実施及びその適切な事後措置を実施。

#### 7 教育の実施

じん肺の予防及び健康管理教育を実施、有所見労働者のじん肺の増悪を防止するため、健康管理教育を実施。

\* 問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (TEL 029-224-6215)



# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！ ～健康診断と事後措置の徹底を！～

## 茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を推進するため、9月の全国労働衛生週間準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」と定め、健康診断及び事後措置等による健康管理対策の徹底を図ることとしております。なお、本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

### 1 健康診断の適切な実施、異常の所見のある労働者の業務内容に関する 医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

#### (1) 健康診断の種類とその適切な実施

- ① 一般定期健康診断(雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者等の健康診断)
- ② 特殊健康診断(有機溶剤、鉛、特定化学物質等の取扱いに常時従事する労働者等)
- ③ じん肺健康診断(粉じん作業に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者等)
- ④ 歯科医師による健康診断(塩酸、硝酸、硫酸等を発散する場所に常時従事者する労働者)
- ⑤ 情報機器作業(旧VDT作業)、騒音作業、重量物取扱い作業、身体に著しい振動を与える業務等に係る指針・通達による健康診断

#### (2) 健康診断実施後の事後措置の徹底

健康診断の結果、異常の所見のある労働者については、医師等の意見を聴取し、必要があると認められるときには、対象者の実情を考慮して①就業場所の変更②作業の転換③労働時間の短縮④深夜業の回数の減少等適切な措置を講じる必要があります。

### 2 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努める必要があります。

### 3 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

健康診断の結果、医療保険者から事業者へ、特定健康診査に相当する項目の記録の写しの提供を求められたときには、その記録の写しを提供する必要があります。なお、この提供は、個人情報保護法第23条により第三者提供に係る労働者本人の同意は不要とされています。

### 4 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

小規模事業場が、医師を確保し、労働者に対する保健指導・健康相談等を提供することは容易ではありません。そこで、小規模事業場の労働者が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、県内9箇所に地域産業保健センターを設置し、労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取及び個別訪問による産業保健指導等を原則無料により提供しています。

\* 問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (TEL 029-224-6215)

# 2020年(令和2年)6月1日から、 職場におけるハラスメント防止対策が強化されました! ～パワーハラスメント防止措置が事業主の義務(※)となりました!～

※中小事業主は、2022年(令和4年)4月1日から義務化されます(それまでは努力義務)。早めの対応をお願いします。

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
  - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
  - ③労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①～③までの要素を**全て満たすもの**をいいます。

客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

## 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を**必ず**講じなければなりません(義務)

### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

### ◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(※1)
- ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(※1)
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること(※2)

### ◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシー(※3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

(※1)事実確認ができた場合講じる必要があります。(※2)事実確認ができなかった場合も講じる必要があります。(※3)性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれます。

## 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

## 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました(※)

※中小事業主も対象となります。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。(①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントも同様です。)

- ①事業主及び労働者の責務を法律上明記
- ②事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応(セクシュアルハラスメントのみ)

## ハラスメント対策についてのお役立ち情報

ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。社内の体制整備に是非ご活用ください。



ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト  
あかるい職場応援団



## お問い合わせ先

茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 電話:029-277-8295 FAX:029-224-6265

URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

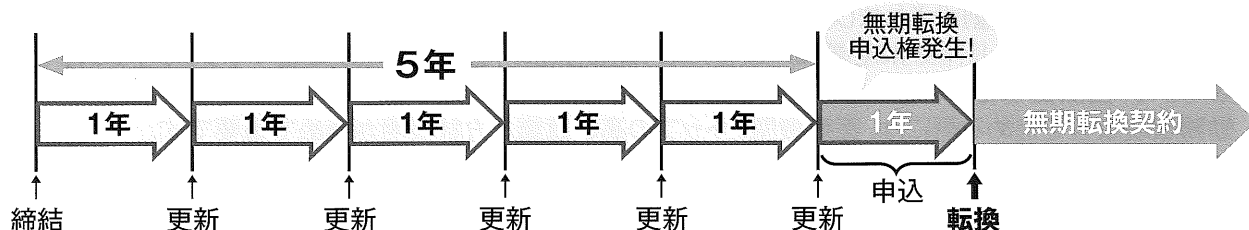




## 安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ 平成30年4月から、多くの方に無期転換申込権が発生しています。 まずは契約期間の確認を!!

### ▶ 無期転換ルールとは

同一の使用者(企業)との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。(労働契約法第18条)



### ▶ 対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

### ▶ 無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します(会社は断ることはできません)。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

### 雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

## 高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

### ▶ 有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

### ▶ 特例の内容

#### ① 高度専門職の特例

- 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
  - 高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
  - その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する。
- 有期雇用労働者(高度専門職)については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

#### ② 継続雇用の高齢者の特例

- 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

### ▶ 手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要です。詳しくは厚生労働省HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html)) をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「無期転換ポータルサイト」(<https://muki.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

# 医療スタッフがいきいき働く職場を目指しましょう!

## ～ 医療勤務環境改善マネジメントシステムを活用しましょう ～

厳しい勤務環境に置かれている医師や看護職等の医療従事者が健康で安心して働ける環境の整備は、質の高い医療の提供や医療安全の確保等を図る上でも、極めて重要です。

平成26年の医療法改正(※)により、医療機関の管理者が医療従事者の勤務環境の改善に取り組むこととする努力義務規定が創設されました。

PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善に取り組む仕組み「**医療勤務環境改善マネジメントシステム**」を活用して、医療従事者がいきいきと働ける職場づくりを行ってください。

勤務環境改善を進める際には、医療機関のトップの高い意識と方針表明が極めて重要です。

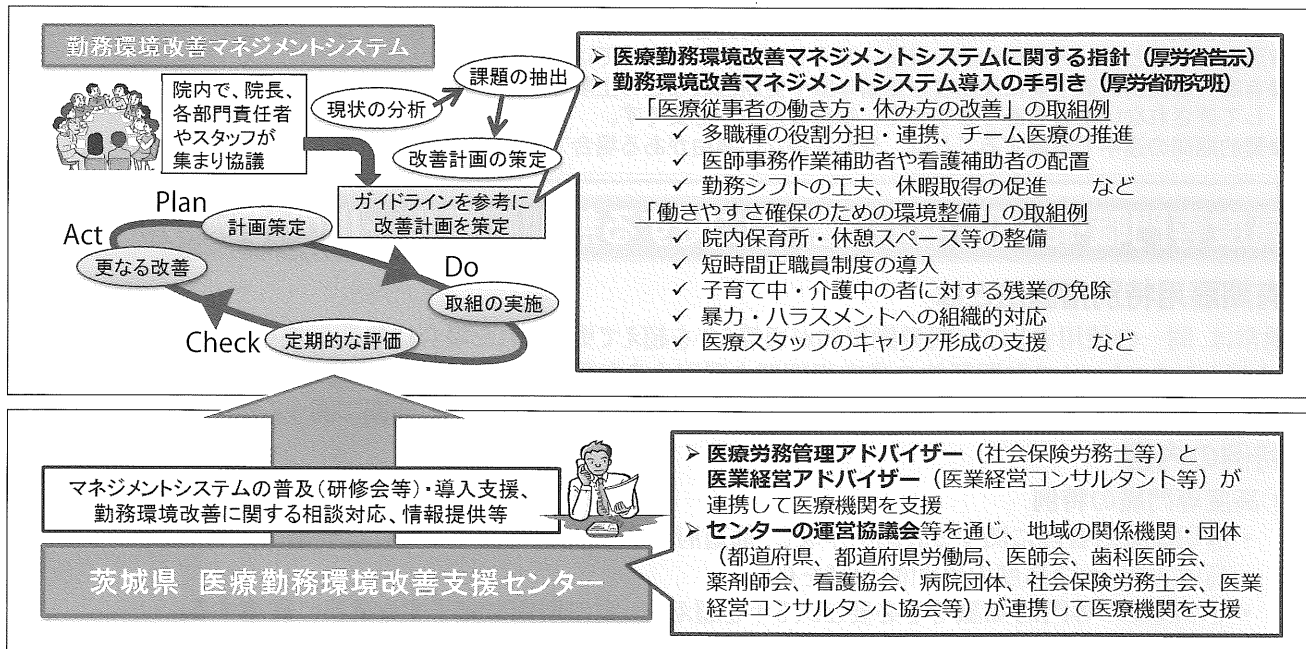
**茨城県医療勤務環境改善支援センター**がパートナーとして、医療機関を支援します。

※医療法第30条の19 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

### 医療勤務環境改善マネジメントシステムとは?

各医療機関においてPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に取り組む仕組みです。

医師・看護職・薬剤師・事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善活動を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資することを目的としています。



### 茨城県医療勤務環境改善支援センター

医療勤務環境改善支援センターでは、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、医業経営アドバイザーと医療勤務管理アドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行っています。

何をどう取り組もうか迷ったら、お気軽に、茨城県医療勤務環境改善支援センターへご相談ください。

〒310-0852 水戸市笠原町489 一般社団法人茨城県医師会内4階  
TEL:029-302-3471 / FAX:029-307-4199 / メール:ibaraki2@task-work.com

上記に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)まで



有給休暇の取得率は今どれくらい？

**年次有給休暇の年5日の時季指定が義務化されました!**

～年次有給休暇が10日以上付与されている全ての労働者について、付与から1年以内に5日以上取得させる必要があります。～

2019年4月から、働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年5日取得義務化などがスタートしました。また、2020年4月※からは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されています。

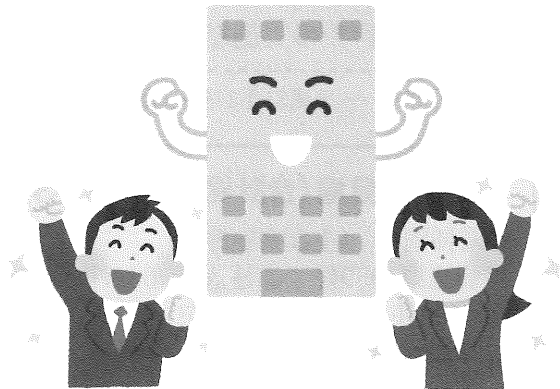
※中小企業については、不合理な待遇差の禁止は2021年4月から適用されます。

現在施行されている働き方改革関連法の中で、年次有給休暇の年5日取得義務化(労働基準法第39条)は、企業規模に関係なく、すべての事業場に適用されるものです。

10日以上年次有給休暇が付与されている全ての労働者(パート・アルバイト含む)について、付与日(基準日)から1年以内に5日以上取得させる必要がありますので、労働者ごとに年次有給休暇の付与日数とその付与日、取得日数(残日数)などを確認の上、計画的な年休取得を進めましょう!

年次有給休暇の付与日数などについては、『年次有給休暇管理簿』を作成し、これにより各労働者の付与日、取得日数などを記録する必要があります。

なお、年次有給休暇の取得計画を定めるにあたっては、あらかじめ労働者から希望時季などを聴取するなど、一方的に会社の都合だけで設定しないような配慮をすることが必要です。



働き方改革に取り組む事業主のみなさまへ

**「働き方・休み方改善コンサルタント」がアドバイス!**

労働時間・休日の制度の見直し、多様な働き方(テレワーク、フレックスタイム制)の導入などにより長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進を図る…これまでの働き方を見直す取り組みを、「働き方改革」といいます。

「働き方改革」により、企業の魅力アップ・優秀な人材確保が実現し、生産性向上や離職率低減などに繋がります。

労働時間・休日の制度の見直しについて、専門家によるアドバイスを受けてみませんか?

**働き方・休み方改善コンサルタント**が、

あなたの会社を訪問します。 **無 料**



<お問合せ・お申込先> 茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL 029-277-8295 (平日8:30~17:15) FAX 029-224-6265

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

※働き方・休み方改善コンサルタントは、茨城労働局が、専門的な知識と豊富な経験を有する「社会保険労務士」等をコンサルタントとして任用しているもので、ご相談・助言の内容に関する秘密は守られます。

# 令和元年(※) 監督指導の実施結果

## 茨城労働局労働基準部監督課

茨城労働局内の8労働基準監督署では、長時間労働・過重労働の防止や労働条件の確保と改善、そして安心・安全で健康に働ける職場環境の整備を図るため、事業場への監督指導を実施してきています。令和元年(※)の実施結果は次のとおりです。

注) 令和元年(※)…平成31年1月から令和元年12月までを言います。(以下同じ。)

### 1 実施事業場(合計欄) 3,113件

<業種別> (主な実施件数)

- ①製造業 959件 ②建設業 652件 ③商業 492件 ④その他の事業 233件 ⑤運輸交通業 224件

建設業の件数は、工事現場で違反が認められた元請、下請それぞれの事業場を合計した件数です。

その他の事業は、派遣業、警備業、情報処理サービス業等です。

### 2 違反事業場(合計欄) 1,716件

### 3 違反率(合計欄) 55.1%

- <業種別> ①建設業 63.7% ②製造業 62.8% ③商業 48.0% ④その他の事業 37.8% ⑤運輸交通業 37.5%

### 4 違反件数が多い内容

- ①労働時間 607件 ②割増賃金 422件 ③安全基準 384件

### 令和元年定期監督等実施状況

業種	件数等	令和元年		
		実施件数(件)	違反件数(件)	違反率(%)
製造業		959	602	62.8%
鉱業		1	1	100.0%
建設業		652	415	63.7%
運輸交通業		224	84	37.5%
貨物取扱		27	15	55.6%
工業的業種計		1,863	1,117	60.0%
農林業		97	53	54.6%
畜産・水産業		12	10	83.3%
商業		492	236	48.0%
金融広告業		28	7	25.0%
映画・演劇業		2	2	100.0%
通信業		0	0	—
教育研究		65	20	30.8%
保健衛生業		117	74	63.2%
接客娯楽		160	82	51.3%
清掃・と畜		43	27	62.8%
官公署		1	0	0.0%
その他の事業		233	88	37.8%
非工業的業種計		1,250	599	47.9%
合計		3,113	1,716	55.1%

### <労働基準法違反>

36協定の締結・届出を行わずに、あるいは同協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせた場合には32条(労働時間)の違反となり、労働時間の管理が不適切であるために37条(割増賃金)の違反となることがあります。

#### 労働基準法違反

	15条 労働条件明示	24条 賃金不払	32条 労働時間	35条 休日	37条 割増賃金	89条 就業規則	108条 賃金台帳
令和元年	334	115	607	42	422	245	273

#### 最低賃金法違反

4条 最低賃金
83

### <労働安全衛生法違反>

安全基準の違反には、足場や作業床に係る違反が多く含まれ、健康診断の違反には、1年に1回行う必要がある定期健康診断のほか、特定業務に従事する者を対象とした健康診断(6か月に1回行うもの)の違反を含みます。

#### 労働安全衛生法違反

	10~19条 (14条を除く) 安全衛生管理体制	14条 作業主任者	20~25条 安全基準	20~25条 衛生基準	30-31条 特定元方事業者 注文者	45条 定期自主検査	59-60条 安全衛生教育	61条 就業制限	65条 作業環境測定	66条 健康診断
令和元年	111	86	384	114	75	117	33	32	49	195

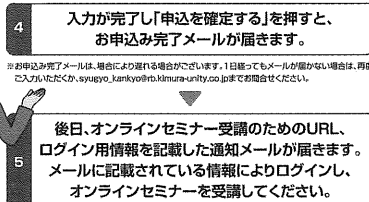
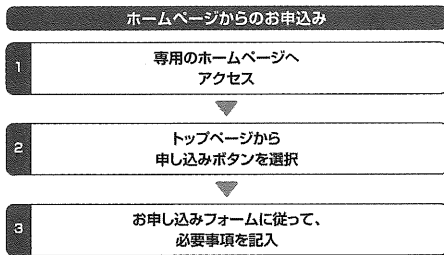
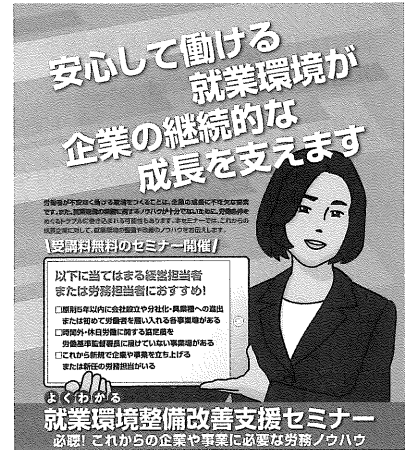
【厚生労働省委託事業】

受講料は無料

# 就業環境整備改善支援セミナー (オンラインで開催しています)

- 開催期間 令和3年1月まで(毎月開催予定)  
※セミナーの時間は、2時間30分程度。午前・午後のいずれかご都合のよい時間帯から選択できます。  
(開催日時等は以下のホームページからご確認くださいませ。)
- 対象 事業主や人事労務担当者など  
(初めて労務管理業務を担当する方も参加いただけます。)
- 内容 労働時間の管理、時間外・休日労働に関する協定届、労働条件の明示、就業規則の定め方、安全・衛生管理関係等について  
※セミナー終了後には、個別相談も受けています。  
(事前に申し込む必要があります。)

(受託者)  
キムラユニティー株式会社



・申込方法 ホームページより  
(下記URLから)

(URL:  
<https://shuugyo.mhlw.go.jp/shuugyo.html>)

## 「口座振替」で労働保険料等を納付している事業主の方へ 労働保険料の口座振替納付日変更のお知らせ

令和2年度の労働保険料等の申告・納付期限が6月1日～7月10日から、6月1日～8月31日までに延長されたことに伴い、全期・第1期の口座振替納付日が9月7日から **10月13日に変更** になりました。  
なお、第2期・第3期の口座振替納付日に変更はなく、それぞれ11月16日、2月15日になります。

### 《令和2年度労働保険料等の口座振替納付日》

全期・第1期	第2期	第3期
(変更前) 令和2年9月7日	(変更なし) 令和2年11月16日	(変更なし) 令和3年2月15日
(変更後) <b>令和2年10月13日</b>		

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための労働保険料等の特例猶予を申請した場合には、令和2年度の口座振替は一斉に凍結することになります。第1期分のみの特例猶予を申請し許可された場合にあっては、第2期、第3期分は納付書での納付となりますのでご注意ください。

詳細については、厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>) または 茨城労働局のホームページでご確認いただくか、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 までお問い合わせください。

# 「令和2年7月豪雨被災者のための心の相談ダイヤル」及び「令和2年7月豪雨被災者のための健康相談ダイヤル」が設置されました。

独立行政法人労働者健康安全機構では、被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、令和2年7月30日に「令和2年7月豪雨被災者のための心の相談ダイヤル」及び「令和2年7月豪雨被災者のための健康相談ダイヤル」を設置しました。

この相談ダイヤルでは、被災された住民の方のメンタルヘルスに関する相談及び健康不安に関する相談のほか、相談者の意向を踏まえ、最寄りの労働基準監督署等の関係機関の紹介などの対応を行います。

## 「令和2年7月豪雨被災者のための心の相談ダイヤル」

- ・フリーダイヤル **0120-200-826** 携帯電話やPHSからも無料で利用可能
  - ・受付日時： 平日 **10:00 ~ 17:00**（土日祝日を除く）
  - ・対象者：全都道府県の被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）
  - ・相談対応者：メンタルヘルス対策促進員（産業カウンセラー、社会保険労務士など）
- 相談例：人間関係の悩みなどでの強いストレスや不安について



## 「令和2年7月豪雨被災者のための健康相談ダイヤル」

- ・フリーダイヤル **0120-730-230** 携帯電話やPHSからも無料で利用可能
  - ・受付日時： 月・水曜日 **13:00 ~ 17:00**（祝日を除く）
  - ・対象者：全都道府県の被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）
  - ・相談対応者：産業保健相談員（産業医学などの専門家）
- 相談例：エコノミークラス症候群などの健康管理や感染対策などの健康不安について



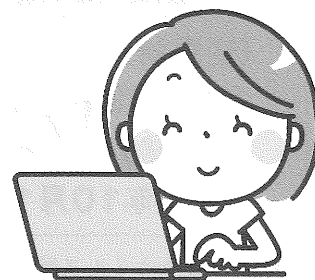
健康に関するちょっとしたお悩みなら…

### 保健師による「おきがる健康相談」

茨城産業保健総合支援センターの保健師がメールでお答えします。  
働く方から事業主まで、どなたでも無料でご利用いただけます。  
ぜひお気軽に、保健室の先生にお話するような感覚でご相談ください！  
ご相談内容に関する秘密は厳守いたします。（匿名でのご相談も可能です。）

※当センターHPの「保健師の庭」に相談フォームがあります。

こちらもぜひご利用ください！



独立行政法人 労働者健康安全機構

茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 水戸市南町3-4-10  
水戸FFセンタービル 8階  
TEL:029-300-1221 FAX:029-227-1335  
ホームページ <https://ibarakis.johas.go.jp/>  
E-mail : [mito@ibarakis.johas.go.jp](mailto:mito@ibarakis.johas.go.jp)



## 実習実施者等のみなさまへ 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、外国人技能実習生を雇用する実習実施者においては、技能実習責任者及び事業所毎に技能実習指導員・生活指導員を選任することが義務付けられており、10月に水戸会場にて養成講習を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会は、「養成講習機関」として厚生労働大臣の告示を受けて養成講習を実施している機関です。

1. 開催日時
 

(1) 監理責任者等養成講習	令和2年10月20日(火)	午前8時55分～午後4時40分
(2) 技能実習責任者養成講習	令和2年10月21日(水)	午前8時55分～午後4時40分
	令和3年 2月10日(水)	午前8時55分～午後4時40分
(3) 技能実習指導員養成講習	令和2年10月22日(木)	午前8時55分～午後4時20分
(4) 生活指導員養成講習	令和2年10月23日(金)	午前8時55分～午後3時15分
2. 定 員 各40名
3. 開催場所 一般社団法人茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
(水戸市渋井町堺橋263-1)(駐車場有り)
4. 受講申込方法

受講申込は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会のホームページよりインターネット申込のみとなります。申込方法については、インターネット検索で「全基連」と入力してトップページから「外国人技能実習制度関係者養成講習」バナーをクリックして下さい。(全基連のトップページには、茨城労働基準協会連合会のホームページからもアクセスできます。)

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 **TEL 03-5283-1031**  
(外国人技能実習制度関係者養成講習担当直通)

### 県内の労働災害発生状況速報 (令和2年7月末現在)

業 種 別		令 和 2 年		前 年 同 期	
		( )		( )	
計		( 9 )	1,455	( 12 )	1,392
製 造 業		( 0 )	399	( 7 )	412
鉱 業		( 0 )	7	( 0 )	5
建 設 業		( 2 )	152	( 1 )	146
内 訳	土 木	( 2 )	40	( 1 )	28
	建 築	( 0 )	85	( 0 )	84
	そ の 他	( 0 )	27	( 0 )	34
運 輸 交 通 業		( 0 )	201	( 2 )	188
貨 物 取 扱 業		( 1 )	32	( 0 )	17
農 林 業		( 1 )	34	( 0 )	20
畜 産 水 産 業		( 1 )	74	( 0 )	65
商 業		( 1 )	207	( 1 )	199
そ の 他		( 3 )	349	( 1 )	340

(注) ( )内は、死亡者で内数

#### 令和2年死亡災害発生状況 追加分

発生月 時間帯	職 年 種 年 経 験 年 齢 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
3月 12～13時	作業者 70歳代 12年	社会福祉 施設	墜落・転落	事業場敷地内の法面(勾配43°)において除草剤を散布していたところ、何らかの原因で墜落し、死亡しているのが発見された。
			地山・岩石	

#### 令和2年死亡災害発生状況 7月発生分

発生月 時間帯	職 年 種 年 経 験 年 齢 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
7月 6～7時	配達員 30歳代 1年	新聞販売業	交通事故	原付バイクで片側一車線の道路を走行中、前方から走行してきた乗用車と正面衝突した。
			乗用車・バス・バイク	
7月 14～15時	作業者 70歳代 2年	その他の事業 — その他	崩壊・倒壊	低温倉庫内において、フレコンバッグ(1袋の重量1トン)を同僚が運転するフォークリフトを使用して移動させる作業中、被災者の背後にあった4段積みフレコンバッグが倒れ、下敷きになったもの。
			荷姿の物	

# 講習会のご案内(令和2年9月中旬~10月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
10/13~14・15	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/13~14・15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
9/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/20~21	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/21~22	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
10/26~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>ガス溶接</b>		
10/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/27~28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
<b>玉掛け</b>		
9/25~26・27	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
9/26	平成館 (古河市)	古河協会
10/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/5	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/6	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
10/17	平成館 (古河市)	古河協会
10/22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
<b>ショベルローダー等運転</b>		
10/13,10/14~16,10/19~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
10/8~9・10	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/9~10・11	平成館 (古河市)	古河協会
10/15~16・17・18	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
9/24~25・27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/22~23・24	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
10/22~23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
9/16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/17	平成館 (古河市)	古河協会
9/17	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/17	日立建機(株)霞ヶ浦総合研修所 (土浦市)	土浦協会
10/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>プレス・シャワーの金型等取付け等の業務</b>		
10/23~24	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
10/16~17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/20~21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/31~11/1	平成館 (古河市)	古河協会
<b>電気取扱業務(低圧)</b>		
9/18<学科のみ>	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会
9/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
<b>電気取扱業務(高圧)</b>		
9/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
9/28~29・30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/23~24	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/23~24	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会

<b>産業用ロボットの教示・検査等の業務</b>		
9/16~17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
<b>特化物能力向上教育</b>		
10/12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>職長能力向上教育(製造業)</b>		
10/2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>有機溶剤作業主任者能力向上教育</b>		
9/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>職長・安全衛生責任者能力向上教育</b>		
10/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>職長教育</b>		
9/16~17	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
9/17~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/5~6	茨城県トラック総合会館 (水戸市)	水戸協会
10/13~14	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/29~30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
9/29~30	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/3~4	平成館 (古河市)	古河協会
10/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
10/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>局所排気装置等の定期自主検査者講習</b>		
10/5~7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>リスクアセスメント担当者研修(製造業等)</b>		
9/23	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>雇用管理研修(建設業)基礎講座</b>		
10/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
9/18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
10/6	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>免許試験受験準備講習会(ガス溶接作業主任者)</b>		
10/8~9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>外国人技能実習法</b>		
<b>監理責任者等養成講習</b>		
10/20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>技能実習責任者養成講習</b>		
10/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>技能実習指導員養成講習</b>		
10/22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>生活指導員養成講習</b>		
10/23	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。  
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478